

## 令和5年度「介護ロボット体験学習事業」実施要項

### 1 目的

県内の小・中学校、高等学校からの希望に応じ、児童生徒を対象に福祉・介護の仕事の大切さや魅力等を伝えるために、介護ロボット体験学習（以下、「体験学習」という。）を実施し、将来にわたり福祉介護人材の安定的な参入促進を図る。

### 2 主催

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 徳島県福祉人材センター

### 3 対象

県内の小・中学校、高等学校の児童生徒・教職員およびPTA等

### 4 実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

### 5 実施内容

徳島県福祉人材センター（以下、「センター」という。）の職員及び講師となる関係者等が学校等に直接出向き、介護ロボットの基礎知識の説明、介護ロボットとのふれあい等を実施する。実施時間は、原則として2時限以上（説明1時限、ふれあい1時限以上）とする。

### 6 実施方法

- (1) 介護ロボット体験学習を希望する学校等は、事業を効果的に実施するため、センターと協議を行い、原則として、体験学習の希望日の1ヶ月前までに「介護ロボット体験学習」申込書（様式1、以下「申込書」という。）を提出する。
- (2) センターは体験学習の申込書を受け付けた後、直ちに申込者及び講師となる者と日程調整を行い、「介護ロボット体験学習承認通知書」（様式2、以下「通知書」という。）により申込者に連絡する。
- (3) センター職員は、体験希望日の1～2週間前までに、学校を訪問し、担当者と打ち合わせを行う。
- (4) センターは講師となる関係者等と協力して通知書に従い、体験学習を実施する。

### 7 会場の準備及び経費の負担

会場の設営等に係る経費等は要請者の負担とし、講師の派遣及び説明に係る経費はセンターの負担とする。

### 8 その他

センターは、体験学習の改善や学校等のニーズを把握するため、体験学習の参加者の協力を得て、アンケート（様式3）を実施する。